

第8期第3回国立市介護保険運営協議会

令和4年7月15日（金）

【林会長】

皆様、こんばんは。定刻となりましたので、第3回国立市介護保険運営協議会を始めます。

会議次第に沿って進めてまいります。

1は議事録の承認です。

今回は、議事録の承認につきましては、2回分の確認をしたいと思います。4月27日、前々回分と、5月20日開催の前回分です。まず、前々回分からまいりますと、4月27日ですが、何かお気づきの点ございましたでしょうか。

事前に大井委員から、訂正箇所というのが出されていたかと思いますが、それも皆様のお手元にあるかと思いますが、いかがでしょうか。大井委員からの訂正箇所については、事務局のほうでそれに沿った訂正をするということ聞いております。それ以外の箇所で、何かお気づきの点ございましたでしょうか。

ないようでしたら、大井委員の御指摘に沿って訂正するというので、この4月27日については承認してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、5月20日開催分ですが、こちら大井委員から訂正箇所が示されていると思うんですが、それ以外のところで、何かお気づきの点ございましたでしょうか。

特にないようでしたら、承認ということよろしいですか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

それでは、そのようにさせていただきます。事務局のほうは、それでよろしいですね。

【事務局】

はい。

【林会長】

それでは次に、会議次第の2ですが、令和3年度国立市介護保険事業の運営状況についてです。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次第の2番、令和3年度国立市介護保険事業の運営状況について、お手元にお配りさせていただいております資料11に沿って、説明させていただきます。

まず、1枚表紙をめくっていただきまして、1ページ目、2ページ目を御覧ください。

こちらは介護保険事業の運営状況、介護保険事業計画である地域包括ケア計画で推計を取った数値の対比という形で説明させていただきます。

まず、左側1ページ、第1号被保険者数の推移ということで、平成24年から始まって、令和3年度までの推計と実績を対比して示させていただいております。右端に参考として令和4年度、今どうなっているかというのもつけさせていただいております。

令和3年度につきまして、被保険者数は、推計値では1万7,938名。実績数値としまして1万8,335人ということで、微妙ですけれども、推計よりも少し多い人数

が出てきています。ただ、こちらは推計値を出すのが、毎年1月1日の高齢者数で出しているという部分と、実績は、年度末の年報と言われている統計を出したときの数値で、3か月程度ずれておりますので、多少なりとも数字がずれてしまっているのかなというところはございますが、計画とのずれがございます。

右側は、認定を受けた方の推計値と実測値となります。こちら平成24年度から令和3年度までの推計と実績が並べられており、右端に令和4年度が参考として示されています。

令和3年度の推計値では、要支援1から要介護5までの認定を受けている方、総計で3,870人と推計していたんですけども、母集団の被保険者数が約2%多いというところもありまして、認定を受けている方も少し多い3,948人となっております。3,948人と3,870人ですので、2.0%程度多いというふうになってはいますが、これは被保険者数が2%程度多いというところから来ているものと推測しております。

続きまして、今の認定者数の推移をグラフで表しているのが、裏面の3ページになります。経年で見れば着実に高齢者数が増えているというところもあって、認定を受けている方も増えているということになります。

4ページは、要介護認定の申請であるとか、その認定を受けた方の数でございます。申請をした方の内訳でいくと、更新申請の方、今まで認定を受けていて、認定期間が切れて更新を受けるという方が一番多いということになってございます。3,410件の申請があって、取下げもあるんですけども、最終的に認定審査会で審査している件数は3,353件となっております。この申請と認定の結果を出した数値がずれているというのは、申請を出してすぐに結果が出るわけではないので、期間としてのずれがありますので、どうしてもここの数字は合わないことになってはいますが、およそ3,300から3,400制度の認定が行われているというふうに捉えていただければと思います。

次に、資料を1枚めくっていただきますと、介護給付費の推移になります。こちらは折れ線グラフで示しておりますが、数値については下の表になります。一番右端が令和3年度となりますが、計画上は54億4,785万1,000円保険給付されるであろうと推計してございます。グラフでは、細い線で書いてあるほう、54.48という数値が計画額、太めの線で書いてございます決算額は、53億8,171万7,000円という金額になってございます。グラフでは端数処理していますので、53.82と示させていただきます。

こちらは、計画と対比して98.8%の給付となっております。認定を受けている方は2%程度多いということなんですけども、計画上の給付費でいうと1%程度のずれというところで、こちら、給付費の推計をする際に使っているシステムが、報酬改定を見込みの数値で入れているといったところもあって、実際のサービス種類ごとの報酬改定の数字とはまたずれがありますし、また、令和3年度については上半期だけ、保険給付の件数が少し高く設定されて、コロナ対策のための費用を保険給付に反映させたということをやっておりましたので、そういったところの影響があったのか、なかったのか等、細かいところまで原因を特定することはできないんですけども、認定を受けた人は計画よりも2%程度多いけれども、保険給付として使った金額は1%程度だったという違いがございまして。また、要支援認定を受けた方が使われた総合事業と言われるものは、保険給付とは別のカウントをされますので、ここに入ってこないということも、少し影響があるかもしれません。

その保険給付の財源として、国や都道府県、国立市、あるいは現役世代の健康保険から支払われている、支払基金交付金等の内容がどうなっているかというのが、6ページ

目のグラフになってございます。こちらは、ルールづけのパーセンテージで財源負担しているところを、イメージとしてつかんでいただければと思います。

1枚めくっていただきまして、7ページ、8ページの見開きになります。こちらの給付費の状況、先ほど折れ線グラフで、トータルで53億8,000万圓、計画が54億4,000万円というお話をさせていただいたんですが、これはサービス種類ごとで、計画と実際の執行した金額を対比させたというのが、7ページの表になります。

上から、居宅サービス費として、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス、福祉用具・住宅改修サービス、特定施設介護、居宅介護支援。地域密着型サービスとして、定期循環型、夜間対応型、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームですね、そして看護小規模多機能型居宅介護といったサービス種類。その下は施設サービスとして特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養施設というふうに、サービス種類ごとの事業計画額と、実際に給付された金額が示されています。

その下に、特定入所者介護サービス費、こちらは施設入所したとき、食事にかかる部分の補填をする給付、それから部屋代にかかるお金について同様に、保険給付として補填している給付、こちらが特定入所者介護サービス費となります。分かりやすく言うと、上の段にある特養とか老健に入ったときの部屋代、食事代を保険で支えている部分ということになります。

それから、高額介護サービス費、これは医療保険の高額療養費と同じように、1か月当たりの自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた分について後から現金給付をするというものになります。

その下に、高額医療合算介護サービス費とあります。こちらは、高齢の方が介護保険サービスを使うときは、同時に病気を抱えていて医療保険を使っているということが多いので、医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合計して一定水準を超えた場合、現金で補填するというものになります。これは医療保険側からも、医療保険の高額介護合算療養費という形でお金が出ていくことになりますが、1年間の自己負担額を、医療と介護で合算して出す金額でございます。

その下に、審査支払手数料とあります。こちらは、医療保険もそうなんですけれども、介護保険も実際に保険の請求手続きがきちんと正しく行われているか、審査して支払いを行うことになりますが、これを、東京都国民健康保険団体連合会という法人がありまして、そちらに委託していると。その審査手数料として支払っているのが、こちらになります。

さらにその下、特別給付というものがございます。こちらは今現在、おむつ給付と、ケアマネ事業所を支援する加算給付を行っているところです。今まで挙げてきたサービス給付というのは、法律で定められた全国一律のサービスなんですけれども、こちらの特別給付につきましては、各自治体が条例で設定を行った上で、自治体ごとの基準で行う給付といったものになります。おむつ給付というのは、要介護3、4、5で在宅で介護をされている方に対して、1人1か月当たり5,000円を上限として、現物給付ということでおむつを配達する形で給付を行っています。

もう一つ、ケアマネ事業所の加算給付というのは、継続的支援体制を評価するという言い方をしているんですが、要支援の方から要介護の方まで幅広く、認定を受けた高齢者の方を受け入れて支援をしていただいたとき、ケアマネ事業所が見ている要支援のケアプラン件数に応じて、ケアプランを作成するとき加算するといったことを行っている給付でございます。

それぞれ、事業計画上の数値というのがサービス種類の次の欄に書いてございまして、その隣が実際に執行された金額を示しております。単位については1,000円です。その比率について、次の欄に、事業計画に対する執行率ということで示しております。

訪問型サービスについていうと、上段のほうになりますけれども、訪問看護と訪問リハビリは、事業計画に対して約1割程度、給付が多くされているようでございます。逆に、訪問型サービスで事業計画に対して少なかったのは、訪問入浴介護で86.3%となつてございます。パーセンテージとしては、計画を立てたときよりも多い、少ないということは出ているんですけども、計画上の金額であるとか執行済みの金額を見ますと、訪問入浴は、計画が5,300万円強、実際の実績は4,587万7,000円ということで、5,000万円を挟んだところでの給付の水準なんですけど、これが訪問看護になりますと2億4,100万円と2億7,000万円の比較ということになりますので、同じように10%前後の多い、少ないといっても、実際の金額としては水準がちょっと違ってきてしまうところがありますので、ここのパーセンテージが大きすぎてから、計画がどうだったのかということは、一概には言えないかと事務局では考えています。

典型的なのが、中段やや下辺りに地域密着型サービスというのがあるんですけど、その一番上にある定期巡回随時対応型訪問介護看護という月額定額制のサービスですけど、こちらは計画上は257万5,000円と見ていたんですけど、557万4,000円ということで2倍以上の実績になっています。この定期巡回というのは、実際には今、利用する方が非常に少なく、執行率は倍になっているんですけども、恐らく、月平均の利用者が1人から2人のところが、3人から4人になったというレベルの話かと考えています。そういったレベルでの違いはございます。

主な給付の執行状況ということで、計画額と執行済額、執行率でグラフ化したものが、右側の8ページになります。金額は100万円単位で示させていただいているんですけど、特養とか老健といった億単位のものと、先ほど申し上げましたような比較的規模の小さいサービス種類ということでは、比較すると計画額とのずれというものもあるんですけども、もともと棒グラフの大きさが違うので、単純な数字だけの比較というのは難しいのかなというのが、このグラフを見ていただければ分かると思います。

1枚めくっていただきまして、9ページ、こちらは保険料賦課の調整になります。これは、介護保険料を算定して保険料をかけることを賦課と言うんですけども、その状況でございます。上のほうの表は賦課された人数です。実績と事業計画とあるんですけども、保険料をかけたときの人数というのは、例えば転入してきて新たにかかった人、転出した人、亡くなった方、あるいは65歳に新たになられた方、そういった機会に計算したときに入ってくるので、実際的人数は1万8,000人程度であるにもかかわらず、賦課計算した対象の人数は1万9,200人近くになっていますので、こちらの実績と計画は、一概に比べられないという資料でございます。

その下にある賦課額、保険料の合計値は幾らだったのかということ、ある程度比較が可能になってきまして、実績として、令和3年度では13億4,077万6,900円の保険料を賦課させていただきました。事業計画上は、13億1,516万6,200円という金額でございますので、1.9%ほど実績のほうが多いということで、これを見ても、被保険者数が2%程度多かったというところと符合しているのかなと考えてございます。

その下の棒グラフは、保険料の所得段階別の人数と賦課された金額というグラフになっております。左側の人数のグラフでいくと、第1段階と言われている所得階層として一番低い部分、こちら人数としてはすごく多く、3,000人以上いらっしゃるという

ことですが、賦課額としては、右のグラフの金額で見ると、比較的少ない部類となっているということが分かるかと思えます。

このようにして、保険料を計算して、納入通知書をこちらで発行するわけですが、それに対して納めていただいている状況というのが、右側の10ページになります。保険料収納状況となります。

調定額、収入済額、不納欠損額、還付未済額、収入未済額とございますが、調定額というのは、意味合いでいうと民間の簿記でいう売掛金に相当するような、被保険者の方一人一人にこれだけの保険料を納めていただくようお願いしましたという金額の集計になります。こちらは、9ページの実績額と同じように、現年度分は13億4,077万6,900円。それに対して収入済額は13億3,555万4,294円ということで、収納率としては、右端にあります99.61%となります。

介護保険は年金からの天引きによる納付になっている方がほとんどですので、このように高い収納率になります。ただ、年金天引きになっていない方というのが、この資料でいうと普通徴収という方で、納付書でお支払いいただく方なんです。新たに65歳になって、まだ年金の給付が始まっていないといった方は納付書払いをお願いするんですが、そちらの方たちに対する普通徴収の収納率は95.98%で、100%にはならない。その下の滞納繰越分は、普通徴収の方に納めていただかず、年度を超えてしまっていたというものになります。こちらの収納率はぐっと低くなって、41.06%。総合計としまして、滞納繰越分と現年度分を合わせたの収納率は99.12%となっております。

下の表は、保険料の減免状況でございます。令和3年度は74件の減免申請の件数があり、認定した件数が65件ということで、総額で223万4,100円の減免を行っております。

この括弧内に示されている数値は、コロナウイルス感染症の影響によって、主たる生計を担っていた御家族の方が、大きく所得を減らしてしまったといったような場合に適用される、新型コロナウイルス感染症の影響による減免というものになっておりまして、これが177万1,200円となっております。

以上、雑駁ではございますけれども、令和3年度の介護保険事業の運営状況についての報告となります。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいまの国立市介護保険事業の運営状況についての御説明について、あるいはこの資料について、何か御質問や御意見がございましたら。小林委員、どうぞ。

【小林委員】

7ページなんですけれども、ちょうど真ん中辺りにあると思うんですけども、福祉用具・在宅改修サービスの中で、住宅改修が141%とあるんですけども、これは契約者が増えたのか、それとも原材料費とか人件費が増えたのか、どちらか教えていただければと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

こちらは、基本的には使った人数、被保険者が多かったということになります。

住宅改修の費用につきましては、通常の工務店等で住宅改修しても認められるというふうになっておりまして、手すりの取付けであるとか、段差の解消であるとかいった工

事内容の上限額、一つの家に対して20万円までの上限額が設定されて、そこに対して保険給付が9割あるいは8割、あるいは7割と行われている形ですので、例えば、原材料費あるいは工賃が上がったとしても、保険給付としては上限額が20万円と決まっているので、件数が増えたことによる増というのはあっても、資材の単価が上がったことによって保険給付自体が上がることにはつながりにくいと。

逆に言うと、もし20万円を超えてしまう部分があると、そこは被保険者の方の負担になってしまうといった状況でございます。

以上でございます。

【林会長】

ほかにございませんか。よろしいですか。山路委員、どうぞ。

【山路委員】

課長の今の説明で、6ページのところだったと思うんですが、コロナ対策費を保険給付に反映したという説明がありましたが、これはどこに該当するのかということと、実際問題、どのぐらいこの対策費を保険給付に反映しているんですか、金額として。というのを教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

どこに乗せたかという話でいきますと、保険のほぼ全てのサービスにおいて、点数を少しだけ割り増しているということになります。ですから、訪問介護であれ、通所介護であれ、令和3年度の上半期は少し高い件数が同じ仕事でもらえていたということになります。

ちょっと今、正確な数字は頭に入ってないんですけども、たしか0.51%というのが令和3年度の報酬改定なんですけど、そのまた0.05とか、そういった微妙な点数だけちょこっと乗っていたという部分でございます。1%までは行っていないという程度の割増しがあったというところでございます。

【山路委員】

何かよく分からないんですけど、コロナ対策費を捻出するために、そういうことをしたのかどうかという部分もよく分からないんですけども。そもそも、コロナ対策というのは急性期対応なわけですから、介護給付費にはなじまないと思うんですが。それは、何でそんなことをしたんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

これは国が保険の点数表を切り替えて行った対策なんですけれども、この場合のコロナ対策は、コロナの疾患にかかった方の治療という意味ではなくて、コロナの感染を予防するために、アルコール、手指洗浄のための洗浄薬、マスク、防護用のエプロン等、衛生資材の購入をデイサービスであれ、ホームヘルパーであれ、あるいは特養等の施設であれ、介護を提供する際の資材費を割増しで購入していたところがございます。そこを手当てするために、例えば30分なら30分の介護サービスの提供の際につけられる点数が、本当に微妙なんですけれども割増しをされていたというような趣旨、内容となっております。

【山路委員】

分かりました。

【林会長】

ほかにございませつか。

よろしいですか。それでは、議事を進めます。

会議次第の3は、令和3年度国立地域密着型サービス事業所についてであります。

事務局から説明お願いします。

【事務局】

それでは、次第の3番、令和3年度国立市地域密着型サービス事業所についてということで、お手元に配付させていただいております資料12、国立地域密着型サービス事業所一覧、こちらの資料に沿って説明させていただきます。

まず、地域密着型サービス、先ほど少し説明させていただきましたが、定期巡回型であるとか、地域密着型通所介護といったようなサービス種類がございます。ただ、私、先ほど、じゃあ、地域密着サービスって何なのという説明をしていなかったんですが。地域密着型サービスとは、実は国立市内の地域密着型サービスは、国立市の介護保険の被保険者しか使えないサービスということになります。立川市の介護保険の保険証や、府中市の介護保険の保険証を持っている、他市の被保険者の方は使えないといったサービスになっておまして、それには、この資料12にございますような種類があると。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、今現在、市内で指定を取っているのは1か所だけなんですけど、月額定額で、定期的にお宅を訪問するヘルパーさんがいらっしやって、24時間365日、困りごとがあったとき、介護が必要になったときに、通信機器を使って呼び出して、ヘルパーさんに来てもらうこともできる。そういったサービス内容になっています。

こちらは、先ほど申し上げましたとおり、市内に1か所、指定を受けたところがあるという状況でございます。以前は、もう1か所指定を受けているところがあったんですけど、人員確保が難しかったということで、今は1か所残っているという状況です。

次に、地域密着型通所介護。こちらは、一般に言うデイサービスというサービス類型になります。デイサービスのうち、利用者数の定員が19名に満たない事業所、18人以下ということなんですけど、それが各地元の市町村の方しか使えないという地域密着型ということになります。こちらは市内に8か所ございます。利用定員については、この表の中の右から4番目の欄に定員数として示させていただいております。

次に、認知症対応型通所介護。要支援の方も受けられるということで、介護予防認知症対応型通所介護となっております。こちらは市内に1か所だけなんですけど、特に認知症の方のケアをすることを専門的に受け入れるというデイサービスになります。

その次に、小規模多機能型居宅介護、市内に1か所ございます。こちらは、ケアプランニングを立てるところから始まり、訪問によるホームヘルプサービス、訪問介護と同様のサービスも提供できますし、通常はデイサービスと同じように通いサービスと言って、そこの事業所に来て時間を過ごしていただくというサービスを提供し、必要があるときは、事業所に設置されている宿泊室という部屋に泊まることもできて、介護家族が急な仕事で、おうちに介護する人がいなくなってしまうといったときにも対応できるという、多機能な事業所となっております。

これは実は、一番下にある看護小規模多機能型というものと、ほぼニアリーイコールなんですけれども、看護小規模多機能型というのは、小規模多機能型の機能にさらに訪問看護、看護師が訪問してくれるという機能もついているということになります。こちらも市内に1か所ということになります。

すみません。飛ばしましたけど、その間にあるのが、認知症対応型共同生活介護、こ

ちらは一般にグループホームと言われる事業形態になります。ワンユニット9名までの定員が、マックスで2ユニットまで設定できるという形で、認知症を持っている被保険者の方が、共同生活をしながら介護を受けることができるというサービス形態になります。こちらは現在、市内に6か所ございます。

ということで、現状、事業所の増減というのはほぼないんですけども、去年報告させていただいたときには、グループホームの中の一番下にある事業所は違う名前で、かたりぎというところだったんですけども、その後、運協で報告、承認していただきましたとおりに事業譲渡が行われて、今現在は花物語くにたちという名前で、介護サービスの提供をしているという状況でございます。

以上、雑駁ではございますけれども、国立市内の地域密着型サービスについて報告させていただきました。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいま資料12に基づいて、事務局から御説明がありました。

何か質問や御意見は、大井委員、どうぞ。

【大井委員】

ありがとうございました。定員数は分かったのですが、多分みんな満杯だろうとは思いますが、その現在の状況と、待機者がどのぐらいかという数字、概略で。個々じゃなくて全体でどのぐらいか。

【林会長】

事務局、どうぞ。

【事務局】

今の待機者というのは、グループホームのことでよろしいでしょうか。

【大井委員】

はい、いいです。

【事務局】

グループホームについては、全体でおおよそ10名前後の待機者がいるという月が多いです。定員数といいますのはこちらに書いてあるとおりになんですけれども、6つの事業所で8ユニット、69名が定員数の合計になります。

以上でございます。

【林会長】

よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようでしたら、議事を進めます。

会議次第の4は、令和3年度国立市地域包括支援センターの運営状況についてです。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

説明します。資料13を御覧ください。国立市地域包括支援センターの運営状況について、説明いたします。

資料は1枚に2スライドずつ載せておりまして、右下に小さいんですが、スライド番号を載せておりますので、参考にしてください。

2スライドを御覧いただきたいと思います。令和3年度の地域包括支援センターの概要についてですけども、令和3年度は新型コロナウイルス感染症が蔓延している中で、正しい生活様式に合わせた地域包括支援センターの運営を実施する1年となりました。

コロナ関係につきましては、令和2年度から開始いたしました在宅要介護者等支援体制整備事業が、令和3年度については医師会と地域包括支援センター、訪問看護、訪問介護がさらに連携しまして、家族がコロナに感染して介護を受けられない高齢者の方に対して、支援を行うことができました。

そのほかの事業につきまして、事業を中止するのではなくて、感染予防に配慮、工夫した上で集合形式によらない書面開催やオンライン、ハイブリッド型等の方法をいろいろ試みながら、事業を展開していきました。

令和3年度につきましては、新規事業は特にありませんでしたけれども、令和2年度から実施しております認知症検診事業につきまして、対象者の年齢を70から79歳に拡大し、取り組みました。

2番です。職員の構成等については、特に変わりはありませんで、直営の地域包括支援センターとして1か所、ランチ窓口で3か所、在宅療養相談窓口を1か所設けて事業を実施しております。

1枚めくっていただきまして、次のページは、地域包括支援センター及び在宅療養窓口の、地区担当区域の図と、専門職の人数が載っておりますので、参考にしてください。

それから、4スライド目、地域支援事業等の全体像。こちら国立市の全体像が載っておりますので、またお目を通していただけたらと思います。

5スライド目、総合相談支援業務としまして、表には新規相談と継続相談、夜間・休日の件数を載せております。令和3年度は新規相談件数が3,659件ありました。令和2年度は4,732件ございまして、令和3年度は前年度と比べると1,000件ほどの減少がありました。

相談者別に見ますと、本人、家族からの相談が半分以上を占めておりました。

相談内容につきましては、一番多いのはやはり在宅福祉サービスが3,728件、介護保険について3,176件の相談がありました。

地区別で見ますと、富士見台からの相談が2,752件と多かったです。

飛ばしまして、虐待件数につきましては、相談件数が20件、そのうち虐待と判定しました件数が7件ありました。この虐待とは判定した件数のうち、家族から分離し保護を行った件数は1件ございました。

1枚めくっていただきまして、7スライドです。介護予防事業につきましては、令和3年度は先ほど概要でも説明したんですけれども、感染予防に配慮した形で、事業の内容、方法、定員等を組み替えて実施していきました。感染症の具体的な対策としましては、実施会場に非接触型の体温計ですとか、二酸化炭素測定器、サーキュレーター、飛沫飛散防止のためのパーティション、フェースシールド等、必要な機器等をそろえまして、感染予防に努め、集合対面方式で、介護予防、フレイル予防事業に努めてまいりました。

8スライドに進んでいただきまして、短期集中予防サービス、訪問型ですとか、通所型ですとか、一般介護予防事業、上から読みますと自宅でいっしょにトライ、これは作業療法士さんが自宅に訪問しまして、個別で生活機能向上に取り組む教室が、このような参加人数になっております。

次に、くに・トレは、椅子に座ってできる体操を中心とした集団の運動教室。こちらも参加人数はこのようになっております。

次に、集中！！Myリハビリは、個別のマシン、運動教室で、通所介護事業所の空き時間を利用した、個別のマシン運動教室になります。会場は谷保デイサービスで実施しております、このような人数になっております。

それから、お口いきいき教室、口腔機能向上のための座学や体操をメインとした教室です。こちら、参加人数が載っていないんですけども、参加人数は16名、延べ参加人数が61名です。すみません。文字が消えてしまっていました。失礼いたしました。

一般介護予防事業につきましては、出前講座かむCome健康教室、こちらは歯科衛生士と管理栄養士が出張して実施する教室になります。参加人数はこちらのようになっております。

それから、ご近所さんでレッツゴー！です。こちらも、いすに座っての運動を中心に、近所の方と交流しながら参加する教室なんですけれども、毎週金曜日に市内7か所の会場で、月1回ずつ実施。188回で、参加人数は御覧のようになっております。

湯ったりウォーキングは、市内を歩いたり運動した後に、銭湯のお風呂に入って健康増進を図るという事業です。こちらの参加人数は御覧のようになっております。

それから、フレイル予防事業です。こちらは、市民サポーターによりフレイル度を半年ごとに測定しまして、年を重ねても元気に過ごせるように、お互いに自分の状態を確認する事業なんですけれども、こちらの参加状況は御覧のようになっております。

9スライドに進んでいただきまして、教室棟の実施以外の介護予防事業になります。

介護予防カレンダーは、昨年度令和4年度版としまして、6,000部を配布しております。国立の元気サークルの活動等を紹介しております。

地域リハビリテーション活動支援事業につきましては、介護予防活動をしている自主グループへの支援としまして、リハビリテーション専門職を1回講師として派遣し、活動の活性化を図っております。令和3年度は3団体の訪問を実施しております。

続きまして、地域介護予防活動支援事業としまして、介護予防の活動を行っている団体、サークルに対しまして、立ち上げ支援として補助金を交付しております。これは年1回、3万円で3年間を上限としております。令和3年度は22団体に交付しております。

それから、健康自立度アンケートというのは、市内在住の65歳以上の方を対象として、基本チェックリストと市独自の設問で調査を行いまして、対象1万3,953人に対しまして回答者数は8,500人で、回答率は60.9%でした。

10スライドは、介護予防ケアマネジメントです。給付の管理件数は、令和3年4月で615件、直営は362件、委託が203件ありました。令和4年3月には、件数が650件ありまして、直営が418件、委託が232件と、600件を超えて増加となっている状況です。

おめくりいただきまして、11スライド、在宅医療・介護連携推進事業です。こちらは平成23年度から医療法人社団つくし会さんに、継続して事業を委託して実施しております。

内容は、1つ目に、在宅療養推進連絡協議会を実施しておりまして、会議としては、在宅療養推進連絡協議会が3回、認知症の啓発実行委員会は、行いたかったんですけども、新型コロナウイルスの感染拡大のために中止させていただいております。もう一つ、認知症の地域連携部会は1回実施しております。

また、イベントとしまして、第10回認知症の日ということで、10月30日土曜日に、基調講演を千葉大学の近藤克則先生をお招きしまして、「認知症の方々 地域の一員として暮らせるまちと感染症予防」ということで行っております。シンポジウムは、「認知症の方々が暮らしやすいまちづくり」ということで行いました。こちらは、YouTube配信を同時に行いまして、視聴者数は、当日は321人見ていただいております。また、アーカイブ配信も行いまして、当日と後日を含めた再生回数は862回となりま

した。

もう一つのイベントは、いいあるきネットinくにたちですけれども、こちらも残念ながら新型コロナの影響で中止させていただいております。

2つ目に、在宅療養の相談窓口の設置も行っております。令和3年度の相談件数は、176件でした。

12スライドを見ていただきたいと思います。認知症総合支援事業につきましては、特に変わりはないんですけれども、認知症対策初期集中支援事業による訪問と、認知症地域支援推進員の配置の継続です。それから、認知症スーパーバイズ研修を、月に1回実施しております。

13スライド、生活支援体制整備事業です。生活支援体制整備事業は、コロナの関係で協議体は書面開催として、実施しております。地域生活支援コーディネーターの活動も、コロナの関係で活動が難しい状況となっております。

生活支援コーディネーターは2名おまして、地区は、中地区と泉地区です。2名のコーディネーターが地域の団体の中心となって、活動を継続しております。

協議体としましては、全体会を1回実施しています。

それから、シニアカレッジ研修なんですけれども、令和3年度は第6期の開催を行いまして、9名が参加しております。

14スライドを見ていただきたいんですが、地域ケア会議推進事業としまして、国立市は地域ケア会議と、元気アップ会費、小地域ケア会議というのを設定しております。平成30年度からこの会議を実施しているんですけれども、小地域ケア会議については、個別の事例の検討を中心に開催しております。

開催回数ですが、元気アップ会議につきましては10回、月に1回、第4金曜日に実施しております。検討事例数としては、令和3年度は29件でございました。

小地域ケア会議は、開催回数は15回です。個別の事例券等が3回と、認知症見守り事業による開催を12回行っております。

全域としまして、地域ケア会議の開催は1回、実施しております。

1枚めくっていただきまして、15スライド目、こちらは各種会議体の全体図になりますので、参考までに見ていただきたいと思います。

16スライドですけれども、その他の事業としまして、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座、伴奏者研修を実施しております。令和3年度は、認知症サポーター養成講座は13回、参加人数としては205人、今までの受講者数は4,826人になっております。

そして、認知症サポーターステップアップ講座ですけれども、令和4年3月14日に開催しまして、16名参加されております。

それから、伴奏者研修ですけれども、施設見学等がなかなかコロナの関係で実施できないために、令和3年度は中止しております。

2番目の認知症高齢者生活見守り支援事業についてです。地域で見守りを必要とする認知症高齢者に対しまして、伴奏者研修を修了した市民のサポーターが中心となり、見守り支援等を実施しております。見守り支援の対象者は、去年は3人でした。

17スライドを見ていただきたいんですけれども、家族介護者支援事業としまして、介護をしている家族向けに、介護方法の勉強会や介護者相互の交流会を通じた支援を行うため、家族介護者支援事業を実施しております。

令和3年度は、コロナ感染症の拡大防止の観点からキネステティック講習会は中止しまして、陽だまりの会のみ、状況を判断しながら実施しております。

介護者支援講座としまして2つあるんですけれども、仕事と介護両立のポイント、介護休業制度についての講座と、3回のコースになっているんですが、スマートフォン・タブレット講座を実施しております。

それから、陽だまりの会、認知症介護家族間の話合いの場を、4回ほど実施しております。

18スライドを見ていただきたいと思います。ケアマネジャー向けの研修を行っております。居宅介護支援事業所のケアマネジャーの資質向上を目的として、研修会を2回開催しております。1つ目は、介護保険制度改正の概要についてのお話、もう一つは改正社会福祉法と国立市の取組について、研修を行っております。

続きまして、高齢者緊急短期入所事業です。こちらの事業は、65歳以上の虚弱高齢者の方が、介護者の病気や冠婚葬祭等により、一時的に自宅で介護が受けられないとき、高齢者施設で短期入所を利用するんですが、利用状況としましては、お一人、28日間の御利用がありました。こちらは、在宅での生活が困難であると判断した高齢者の方のために利用いたしました。

おめくりいただきまして、地域見守りネットワークです。こちらは高齢者の見守り支援のためのネットワーク構築のため、見守り協定の締結、ネットワーク会議の開催を実施しているんですけれど、令和3年度は2回ほど、書面開催として実施いたしました。見守りの協定締結先は29件ほどあります。

成年後見人等報酬費用助成ですけれども、こちらは助成人数が8人でした。

次の認知症検診推進事業ですが、令和2年度より実施しております。令和3年9月から、認知症の正しい知識の普及啓発と、認知症検診推進による認知症の早期診断対応の促進を目的に、事業を開始しております。70歳から79歳の方が対象になっております。

受信者数は、去年は1人でした。相談は3人受けております。受診を希望された方や受診された方に対しましては、介護保険の申請や、認知症コーディネーター等が継続して個別支援を行っております。

20スライド、在宅要介護者等支援体制整備事業（高齢）です。介護者等が新型コロナに感染し、介護が受けられない状況が生じた方、または感染を疑う在宅要介護者、感染者の在宅療養支援に関わる方を対象に、令和2年12月から実施しております。在宅要介護者等への在宅PCR検査の支援事業が1件、PCR検査陽性者、疑いを含む、への自宅待機時の在宅支援事業を6回実施しております。

以上です。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいま御説明のあった資料13に関して、御質問、御意見等ありましたらお願いします。大井委員、どうぞ。

【大井委員】

幾つかあります。8スライド、全体ですが、（1）介護予防・生活支援について、いろいろな講座がありますけれども、主たる宣伝は市報、チラシのほか、それ以外に、どういう方法を行っているんでしょうか。

【事務局】

市報とチラシ、毎年チラシは更新するんですけれども、カラー刷りの、この事業全てを紹介できるようなパンフレットを作っております。それから、例えば、自宅でいっしょにトライですとか、各事業ごとのチラシも作成しております。その都度、対象にな

ろうかと思う方にお配りしております。

【大井委員】

対象となる方というのは、その選定は、普段の情報の中で行うんですか。

【事務局】

窓口相談にいらしたとき、相談の中で一覧をお示しすると、この事業はどうかなということで相談の中でお渡しすることがあります。

【大井委員】

活動している団体が幾つかあります。そういうところに持っていくか、他の方法を行ってないんですか。

【事務局】

宣伝の方法ですけれども、係長のほうからお話しさせていただきましたとおり、市報とチラシのほか、毎年行っております健康自立度アンケート、その結果で、こちらのほうで基本チェックリストから採点をさせていただいて、事業のほうにお誘いをする個別通知も、併せてさせていただいております。

【大井委員】

次に、介護予防カレンダー6,000部、この配布先、主な公共団体に置いているんですよね。

【事務局】

国立市役所のほうから、各地域窓口等に置いているところです。

【大井委員】

16スライド、②の認知症サポーターステップアップ講座、参加者は延べで現在、何名ですか。

【事務局】

現在、登録があるのは23名です。もともと24名の登録があったんですけども、1人お辞めになって23名です。

【大井委員】

延べ24名？

【事務局】

ごめんなさい。失礼しました。

養成講座を受講された方の合計は載せているんですけど、ステップアップ講座の人数について、延べの合計は今、手元にないので後ほどお調べして、お伝えしたいと思います。すみません。

【大井委員】

伴走者研修の案内というのは、どんな形を出しているんでしょうか。私自身は伴奏者研修まで行ってるんですけど、②から③の部分は。社協で受けたような気がしますが、どこでやったんですか。

【事務局】

市報で御案内はしてはしまして、去年は中止になりましたので、すみません、案内は結局できていないんですけども。普段は……。

【大井委員】

ステップアップ講座を受けた人に対して出すんですか。

【事務局】

そうですね。普段は。

【大井委員】

あともう一つ。17スライドの陽だまりの会。参加人数は延べか。連続していらっしゃる人もいますでしょう。延べですか、21名というのは。

陽だまりの会へ、毎月「絆だより」を届けていますが、これを見て4回なら、そんなに出す必要ないんだ。必要ないって意味じゃないですけど。その都度、開催の日時を確認してるんですけども。

【事務局】

各回4、5名の参加が、令和3年度はありまして、延べの人数になります。

【大井委員】

これ、一、二回、講師もやって出たこともあるので、非常に有効な会だとは思いますが、もっと宣伝してよい。

以上です。

【林会長】

ほかにございませんか。森平委員。

【森平委員】

14スライドのところで、検討事例数が何件かありますけれど、この個別検討の対象は、どういうふうに使われているのでしょうか。この件数というか、人数というか、どこで出てくるものなんですか。

【林会長】

個別事例のことですね。事務局、お願いします。

【事務局】

元気アップ会議は毎月1回実施しておりまして、令和3年度は10回だったんですけども、各回、担当のケアマネジャーが3事例ずつ挙げて、検討を行っております。

小地域ケア会議につきましては15回なんですけれども、その都度個別のケースにつきまして、相談が必要になったとき、個別事例検討ということで3回。認知症見守り事業につきましては、その見守りを行っているグループによるんですけども、3か月に1回、支援者が集まって会議をやりましょうということで、1年間に必要な開催数になっております。

地域ケア会議は、年2回程度を想定しているんですが、昨年度は1回の実施をしております。

【森平委員】

検討が必要な事例というのは、どういうふうにして出てくるものなのか。

【林会長】

事例の。

【森平委員】

その掘り起こしというか。

【林会長】

選び方ですね。事例の選び方について、事務局のほうで分かりますか。

【森平委員】

例えばケアマネさんのほうからの、何か申出というか、そういうことがあるんでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

日頃の相談支援の中から個別の検討をさせていただいております。あくまでも地域ケ

ア会議になりますので、ケアマネジャーさんを中心としたサービスを提供しているサービス担当者会議ではなくて、サービス担当者も含めて、御近所で手伝ってくれている方であったり、お友達であったり、商店の方とか、そういった方も交えて、この方の支援をどうしようという話し合いをする会議となっています。

【森平委員】

かなり個人的に突っ込んでいる形になって、できているんですね、それは。

【事務局】

個別のケア会議になりますので、誰々さんの応援会議のような、そういう形での開催の仕方になります。

【森平委員】

分かりました。ありがとうございます。

【林会長】

大井委員。

【大井委員】

13スライドです。シニアカレッジは今年9名。延べ人数は了解しました。それがまず一点。それから、今現在、活動している状況というのは、あれだけの立派な講座を受けていますので、その活動状況というのは把握されていますでしょうか。それが1点。

それから、今年はひらや照らすに来たのかな、実地体験として現場がどうなっているかっていうことは、どのようになってたのかなと思って。ひらや照らすを自分がやっているからではないんですけども、総合的にやっているの、今年はこちらになかったの。やっぱり現場を知ってすごく大事、僕はそのモデルとして、新田先生や林先生と目一杯行ってきた積りです。ぜひ目で見てもらいたいと思うし、また、実際にそういった方で、ひらや照らすの会員に入会した人は、多分10名を超えていると思います。

ということで、その3点。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

シニアカレッジの延べ人数を失念しておりますけれども、たしか60人ぐらいになっていたかと思えます。

活躍の場については、昨年冬に1回、アンケートを取らせていただいて、中にはいい学びをさせていただきました、今は特に何もしていませんという御回答の方もいらっしゃったんですけども、何らかの関わりをしていらっしゃいます。そして、シニアカレッジの卒業生の中には、高齢者に対する支援に関わっているだけでなく、お子さんの子ども食堂のお手伝いをしていらっしゃったり、登下校の見守りをしていらっしゃるという方も、いらっしゃいました。

一番多いのは、大井委員もお話しいただいた、ひらや照らすさんに関与されている方が多くなってございます。

現場の見学は、伴奏者研修と同じで、現場のほうに行かせていただくという形は3年度は取らせていただいておりません。ただ、4年度、5年度、これからまたシニアカレッジを続けていく中で、現場で活躍している方にシニアカレッジにプレゼンテーションしに来ていただくですとか、あるいは見学に行くということ、また再開したいというところは、準備の段階で相談しているところです。ちょっと感染状況次第になりますので、何とも申し上げられません。

【大井委員】

昨年はやらなかったってことですね。

【事務局】

お伺いしておりません。

【大井委員】

はい。ありがとうございました。

【林会長】

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これで会議次第の4までは終わりました、5のその他ですが、事務局からですか。先に委員に聞きますか。

じゃ、その他のところで、大井委員からどうぞ。

【大井委員】

事前に事務局のほうには渡してあるんですけど、ちょっと事情が変わったので、簡単に。東二丁目の新たに予定していた小規模多機能型居宅介護事業所の通いの場の件、それは第1回で説明しましたので、私たちは、開かれるという前提で、私もひらや照らすの関係から、準備会の手伝いを進めておりました。その前には10年以上、準備会を、いろんな設計とか入ったんですけど、その中のこの間の話から、いろいろ提案を受けた内容で、質問といえますか、確認です。

まず一つは、当初予定と計画が白紙になったその経過の部分を、会議録から、これは我々の準備会の方の意見ですが、きちんとした明確な文書が欲しいと。そういうことが1点。

それから、今後跡地をどうするか、この見解について、住民にきちんと説明してもらいたいと。その住民も、一つは近隣の住民とか、準備を進めた人たちも受けようと、東の場合は3つの会長さんまで含めながら、準備をしながら話をしてきたので、近隣への説明というのは二つあるということで、近隣説明、それから準備会やった人に対してもきちんと説明が欲しいと。

もう1点は、寄贈されたときの内容がどうなっているのか。それは福祉に関係することだけなのか、あるいは展開が可能なかどうか。その辺の意図を説明していただければと。

以上、3点、お願いします。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

東二丁目の小規模多機能型事業所の整備予定が、白紙になった経過ということでございますけれども、以前、加藤委員のほうからも御報告はいただいたところであったんですけども、いま一度説明させていただきます。

こちらのほうは、もともと平成24年7月に寄贈を受けた土地でございます。その際、寄贈者の希望というのは、高齢者福祉に利用してほしい、転売はしないでほしい、それから高齢者が気軽に立ち寄れる場にしてほしいということでございました。これは平成24年の寄附の申込書にも、福祉関係、特に高齢者福祉のために使用、転売はしないことという寄附の条件がつけてございましたので、そういった意図で寄附を受けているというところでございます。

市としては、介護保険事業計画において整備を計画している、小規模多機能型居宅介護事業所を整備した上で、同時に、寄贈者の希望を尊重して地域住民が交流できるようなスペースを併設するという方針を決定し、広報を行い、市内の医療法人国立あおやぎ

会様が、一時選定されていたというところでございます。この事業者選定を行った上で、市議会の財産の無償貸付けについての議決をいただいております、当該土地の無償の貸付けを行ったというところでございます。

しかしながら、今年、令和4年3月にあおやぎ会様から、事業所の整備について辞退をするという旨の申入れがございまして、経過としては、あおやぎ会に対する資金借入れ先から、小規模多機能事業所整備に対する理解を得られないということで、万やむを得ず、当該土地の事業所整備について辞退するというところでございます。

もう一つ、今後の方針ということでは、市としては小規模多機能型の事業所を整備していくという方針は、現状を変える意向はございませんので、この場で、介護保険運営協議会の皆様の意見も伺いつつ、再度の公募について、社会情勢も含め、どのようにしたら事業所の整備が可能となるのかということを検討していきたいと考えてございます。

近隣住民の方への説明ということですが、一応、以前この土地を寄附していただいたとき、近隣住民の方への説明会というのは東福祉館で行ったこともございますので、いま一度、場所と日時を設定して、今回の事業所整備について一旦白紙になったという経過の説明、報告、そして今後の方針についても、説明をしていきたいと考えてございます。また、説明会形式だけでは市民の皆様に広く知っていただくのが難しい部分もあろうかと思っておりますので、市報等に、細かく書けるかはちょっと分からないんですけども、その情報も載せていきたいと考えてございます。

以上、雑駁ですけれども、経過と今後の方針、それから近隣住民の方も含めた説明の意向という形で、回答させていただきます。

すみません。付け加えさせていただきますけれども、近隣住民の方への説明については、基本は、全ての住民の方を対象にした説明会形式を考えてございます。

以上でございます。

【林会長】

よろしいですか。大井委員、どうぞ。

【大井委員】

全ての住民ですか。

【事務局】

はい。

【大井委員】

あと、準備を進めた、向こう3軒両隣に関しては、特に配慮はない。しない。

【林会長】

事務局、どうぞ。

【事務局】

基本的には、事前に準備していただいていた方、向こう3軒両隣という名称であったり、自治会の方であったりというところはあるんですけども、そこだけ特出ししての説明会というのは、行う予定はないと御理解いただければと思います。

【林会長】

大井委員、どうぞ。

【大井委員】

方針は方針で。ただ、住民主体で一生懸命やろうとした、その行為、それは2つありますけど、2つという意味は近隣の問題と、一生懸命やろうとしたという、そういう気持ちは、色々なことがあり、全て共通するので、モチベーションを非常に大事にしてみたい、それが私の気持ちです。

多分これは、これ以上、方針としてわかりましたので、申入れするなり、そういうことになるかもしれませんが、私が言いたいことは、住民のモチベーションを、どうやって維持するか、これは無視されては困ると。困るという言い方じゃないですね。つらいと言っておきましょうか。ということで、気持ちを伝えておきたいと思います。

【林会長】

ほかにございますか。

事務局から。はい、事務局、どうぞ。

【事務局】

それでは、その他ということで、次回の介護保険運協の日程ということですが、例年、8月についてはお休みをいただいております、8月は運協のほうは実施しないと考えてございます。

今回は9月16日金曜日、場所は市役所3階の第1、第2会議室、この同じ場所で開催したいと考えておりますので、皆様、日程調整をぜひよろしくお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。

なければ、これで終わりたいと思います。大変お疲れさまでした。

— 了 —